

新しい介護保険 介護保険料が見直されます

新しい介護保険

(シリーズ2)

介護保険は、公費と40歳以上の皆さんに納めていただいている保険料を財源に運営されています。

40〜64歳の方（第2号被保険者）の保険料

加入している医療保険の算定方法により保険料額が決められ、医療保険料と合わせて納めます。

・国民健康保険に加入している方

保険料は所得などによって決められ国民健康保険税と合わせて世帯ごとに納めます。

・職場の医療保険に加入している方

保険料は介護保険料率と給与・賞与に応じて決められ、医療保険料と合わせて徴収されます。

65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料

原則として年金から納めます。年金額によって納め方は2種類に分かれています。

・年金が年額18万円以上の方（特別徴収）

年金の定期支払い（年6回）の際に介護保険料があらかじめ差し引かれます。新たに遺族年金と障害年金が特別徴収の対象となりました。

・年金が年額18万円未満の方（普通徴収）

送付される納付書類に基づき介護保険料を町に個別に納めます。

年金が年額18万円以上の方でも、年度途中で65歳になったときなどは一時的に普通徴収で納める期間が発生します。

・平成18年度からの保険料

私たちの町の介護保険の運営状況の見直しに伴い、平成18年度から65歳以上の人の保険料が新しい保険料額となります。

所得の低い人の負担能力をきめ細かく配慮した保険料設定にするため、保険料段階を細分化します。（図）

介護サービスを十分に整えることができるように、そして介護が必要になったときには、誰もが安心してサービスを利用できるように保険料は必ず納めましょう。

〈図〉

